2008年の提訴から10年。高等裁判所で初の東京高裁・神奈川1陣判決(2017 統一本部事務局長

つの高裁が国とアスベスト建材企業を断罪して一人親方まで救済。 2018年は、アス 年10月)から、2018年3月東京1陣、8月大阪高裁・京都1陣、9月大阪1陣と4 ベスト訴訟運動所期の目標を達する歴史的勝利の年となりました。

大阪高裁の2つの判決で前進 玉 の責任引き上げる

認めました。国は全国の地裁 国の規制権限不行使の責任を 造禁止をしなかった(大阪)と け(京都)、アスベスト建材製 着用義務付け・警告表示義務 同じ重篤な被害を負っている また、労働安全衛生法にも 集塵機付き電動工具義務付 高裁で10連敗となりました。 へ親方に

適用できる

条項があ 2つの判決は、防塵マスク と、一人親方の被害者も国家 及に国の住宅政策に起因する 阪) 判決では、石綿建材の普 た。さらに、これまでの判決 都)で10社、大阪高裁(大阪) 奈川)で2社、大阪高裁(京 法行為を認め、東京高裁(神 賠償法の対象としました。 していましたが、大阪高裁(大 は国の賠償割合を3分の1と で8社に対し賠償を命じまし そして、被告企業の共同不

利判決となりました。 に引き上げました。 大な責任を認定し、2分の1 指した目標に近い全面的勝 とのように、当初私たちが

ぞれ100万筆です。

げます。署名の目標は、それ 正判決を求め、世論を盛り上 がる被害者の立場に立った公 をしなかったことへの国の重

面があること、及び製造禁止

決への決断を迫るとともに、

最高裁へは、全面解決につな

含有建物群広大に

解体工事すすむ築地市場

原告から手紙 安倍首相

大阪高裁(京都ルート)勝利判決の一報が届き、 厚労省前で旗出し(昨年8月31日)

自ら訴訟運動の先頭にたっ と被害者、その家族・遺族は の手紙運動をすすめました。 訟運動は最高裁段階となりま こ、夏期に「拝啓安倍首相殿 した。全国の原告約800人 2018年、アスベスト訴 へ阪高裁判決後は、 国や 3月議会に向けて進めます。 見書」採択を都議会も含めた ットを作成しました。支部や 分会で、ぜひ活用して下さい。 「全面解決を求める国への意 東京土建が事務局を務める

企業は上告をやめ、原告と解

決への協議を開始せよ」と、

100万筆集めよう 政治を動かす交渉すすめる

名」と最高裁に向けた「公正 めます。この署名で政府に解 判決要請署名」を全国ですす 2019年は前半に、国へ 「全面解決を求める要請書 訴訟連絡会は、署名や宣伝行 動をすすめるとともに、政治 首都圏建設アスベスト訴訟統 本部と全国建設アスベスト

業交渉、国会対策を柱に運動 厚労省·国交省交渉、被告企 をすすめています。

となった20

18年

年森隆広

が並び、交渉のレベルアップ の議員が厚生労働省・国土交 通省の対応をただしました。 民主党·日本共産党·社民党 が参加し、立憲民主党・国民 原告・弁護団・組合から12人 厚労省などから担当課長など 野党共同ヒアリング」には、 2018年10月の国会での

がアスベスト被害救済の賛同 6人中408人 (57・7%) を動かす交渉をすすめていま すでに、全国会議員70

の働きかけを強めて下さい。 地域でもぜひ地元の議員へ 害者の

「できることなら、もう」

想いを胸に

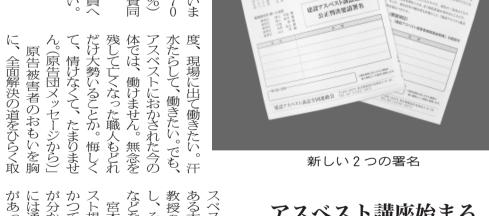
り組みをすすめます

講演を中心に、2月以降の開 ものと伝えること」と題する

ベストの現場を歩いて見えた 局長の永倉冬史さんの「アス

催を予定しています。

体では、働けません。無念を だけ大勢いることか。悔しく 残して亡くなった職人もどれ アスベストにおかされた今の 水たらして、働きたい。でも、 ん。(原告団メッセージから) て、情けなくて、たまりませ 原告被害者のおもいを胸 全面解決の道をひらく取



論、『ア 本公害史

からないという点で、いまま 者がどこで被害を受けたか分

でにない困難な問題を含む)

た。第1回

は『戦後日

染者が廃業していたり、被害

害をもたらすだけでなく、汚

スト講成胎キス

ベストセン

今後の課題として、「裁判

ん肺・アス

座(主催、

中皮腫・じ

ば問題が顕在化されないなど

からアスベ

使用をすすめた」と日本での

ていても、工学部では積極的

スト連続講

すためには、被害者による責 問題点を指摘し、被害をなく

任追及と世論と運動がなけれ

ター、以下

AC) が始

まりまし

とちがい、長期にわたって被 合ストック災害(フロー公害 は初期には有効であるが、複

があった。また学界でも同様 スト規制の政策はあいまい。 で が分かっていても、環境行政 かつては労働行政では危険性 教授の宮本憲一さんが講演 ある大阪市大・滋賀大学名誉 には通じていないということ などを行ないました。 し、その後参加者の意見交換 スベスト災害』などの著者で 宮本さんは「日本のアスベ 医学部では被害が分かっ

> す。また第2回は、AC事務 ・ブで視聴することが可能で この講座の一部はユーチュ

要」と述べました。

の本質からいって、もれなく

救済するための基金制度が必

受け持ち、それぞれでアスベ 分かれていて、4つのジョイ を複数業者で請負う形態)が いうこと。 ACは5月に都の る。解体工事は7つの工区に などにアスベストが残ってい レート板や駐車場の天井吹付 スト除去業者と契約する」と ントベンチャー (大規模工事 で情報交換や対話をすること ン(リスクについて関係者間 下RC)を提案します。9月 で意思疎通をはかり、相互理 21日には、小池都知事あてに 解や信頼を構築すること、以 Cに再び訪れた際に、永倉さ んはリスクコミュニケーショ 「要望書」を提出しました。

被害減らす 建設労働者の

受けます。7月17日に、都は

工事に関する住民説明会を開

築地市場施設課からの相談を

で紛糾し、アスベスト問題は うねずみの問題に質問が集 催。説明会では、市場に巣食 8月に入って、施設課はA 優先させた工事日程を立て 行してもらう、②五輪日程に が納得できるような工事を実 の安全性について、周辺住民 合わせる工事でなく安全性を 「①RCを形成して、工事

していました。

の改正の資料とする、という えています」と永倉さんは話 すことにつなげられればと考 例を中央環境審議会等へ報告 現したRC、完了検査等の事 完了検査)、④築地市場で実 の第3者立ち合い、除去後の を実現する(工事前養生検査 理解の上、法律・マニュアル 働者のアスベスト被害を減ら 進展を知らせながら、建設労 ち合いできそうです。検査の 完了検査については、私は立 ことを要望。 ③の養生検査、 し、他の工事への波及、法律 に示された工事を上回る工事 ③工事業者・除去業者の

昨年10月から工事は始ま ています。 の永倉冬史事務局長が 腫・じん肺アスベスト 場は解体工事が始まっ センター(以下AC) 安全衛生大会で、中皮 「築地市場とアスベス 昨年10月から築地市 東京都連第28回労働

の説明では、「広大な 仲卸棟の屋根の波型で ないました。永倉さん ト」と題して講演を行

議論が不十分でした。

地域での宣伝行動を広げま 論の構築をめざして、改めて また、全自治体議会からの しい宣伝チラシ、リーフレ 全面解決を求める広範な世 大阪高裁判決を踏まえた